

1964年第19回瓦野湾市議会臨時会会議録

1. 1964年11月24日第19回瓦野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比 嘉 定 亮
3番	天久 盛 雄	6番	仲 村 春 泉
7番	稻 嶺 正 康	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁 得
12番	大 川 昇	13番	伊 佐 真 得
14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光
21番	古 波 蔵 清 次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

4番	安次官 盛 信	5番	石 川 真 六
8番	石 田 美 正	16番	宮 里 敏 行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村 春勝	助 役	呉屋 真徳
財政課長	真里 将俊	住民課長	仲村 春信

7. 議会事務局の出席者

局長	宮城 光雄	書記	扇袋 真由	知念 善光
----	-------	----	-------	-------

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1：会期の決定について

日程第2：会議録署名議員の指名について

日程第3：公有水面埋立の進め方について

議長～出席議員12名であります。市町村自治法の第53条によりまして議会は成立致しました。よつて只今より第19回富野湾市議会臨時会を開会致します。
(午前10時30分)

議長～暫休憩致します。(午前10時31分)

議長～再開致します。(午前10時35分)

議長～では直ちに本日の会議を開きます。日程第1会期の決定についてお諮り致します。只今休憩中に申し合わせをされました様に本日から28日まで5日間と致したいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本会期は本日より11月28日まで5日間と致します。

議長～日程第2、会議録署名議員の指名についてをお諮り致します。慣例によりまして議長指名でよろしゅうございませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので議長が指名致します。20番の仲村盛光、3番の天久松隆雄両議員にお願い致します。

議長～次は日程第3語間第5号、公有水面埋立の進め方についてを上提致します。

日程第1.会期の決定について

日程第2.会議録署名議員の指名について

日程第3.公有水面埋立の進め方について

議長～出席議員12名であります。市町村自治法の第53条によりまして議会は成立致しました。よつて只今より第19回宜野湾市議会臨時会を開会致します。
(午前10時30分)

議長～暫休憩致します。(午前10時31分)

議長～再開致します。(午前10時35分)

議長～では直ちに本日の会議を開きます。日程第1会期の決定についてお諮り致します。只今休憩中に申し合わせをしました様に本日から28日まで5日間と致したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本会期は本日より11月28日までの5日間と致します。

議長～日程第2.会議録署名議員の指名についてをお諮り致します。慣例によりまして議長指名でよろしゅうございますか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので議長が指名致します。20番の仲村盛光。3番の天久盛雄両議員にお願い致します。

議長～次は日程第3諮問第5号、公有水面埋立の進め方についてを上提致します。

議長～一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

市長～富野湾市として公有水面の埋立免許の申請を去つた8月の28日に提出致しておりますが、その申請がまだ認可されておりません。その中で政府の方が今私達が計画をして認可を得ようとしておる地域の中から政府にも一部埋立をさせてくれという申し入れがありましたのでこれをよく検討して政府にお伝えしたいところ思ひましてこれを提案してある訳であります。提案の理由はそこにも書いてありますが後のこの要請というのは、ここはまだこちらが埋立をする権利も得て居ないので一様、もしこちらに免許をやらずに向うがすればこう云ふことは失件として、今の所自分の権利を得ないよりは要請にしかならんじやないかと思ひます。それで2枚目の要請を加えて向うに返事したらと思ひまして、一様の案は出してある訳であります。よろしく御検討お願いします。

議長～暫休憩致します。(午時10時50分)

議長～再開致します。(午前10時55分)

議長～1番、9番、17番、18番議員の出席を報告致します。

議長～只今より暫休憩をして議員協議に入ります。

議長～暫休憩致します。(午時10時50分)

議長～再開致します。(午後2時35分)

本議問案につきまして、只今お話し合がりました様に質疑の段階で経工委員会に付託したいと思ひますが御異議ございませんか。

(

議長～一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

市長～直野湾市として公有水面の埋立免許の申請を去つた8月の28日に提出致しておりますが、その申請がまだ認可されておりません。その最中に政府の方が今私達が計画をして認可を得ようとしておる地域の中から政府にも一部埋立をさせてくれという申し入れがありましたのでこれをよく検討して政府にお伝えしたいところ思ひましてこれを提案してある訳であります。提案の理由はそこにも書いてありますが後のこの要請というのは、ここはただこちらが埋立をする権利も得て居ないので同様、もしこちらに免許をやらずに向うがすればこう云うことは条件として、今の所自分の権利を得ないうちは要請にしかならんじやないかと思ひます。それで2枚目の要請を加えて向うに返事したらと思ひまして、一様の案は出してある訳であります。よろしく御検討願ひします。

議長～暫休憩致します。(午前10時50分)

議長～再開致します。(午前10時55分)

議長～1番、9番、17番、18番議員の出席を報告致します

議長～只今より暫休憩をして議員協議に入ります。

議長～暫休憩致します。(午前10時50分)

議長～再開致します。(午後2時35分)

本諮問案につきましては、只今お話し合がりました様に質疑の段階で経工委員会に付託したいと思ひますが御異議ございませんか。

(

(異議なしと呼ぶ) 議長が呼ぶ

議長～御異議がないので左様決定致します

議長～暫休憩致します。(午後2時36分)

議長～再開致します。(午後2時37分) 審議の方法は休憩中に審議して頂き、それから期間は最終日28日の本会議に報告していただくように願います

議長～暫休憩致します。(午後2時38分)

議長～再開致します。(午後2時40分) 本日の議事日程が全部終了致しましたので、これをもちまして本日の会議を閉じると致します。前28日の本会議は定刻午前10時より会議を開きますので御参加願います

議長～***散会*** (午後2時41分)

議長～(午後2時41分)

議長～(午後2時41分)

議長～(午後2時41分)

議長～(午後2時41分)

議長～(午後2時41分)

議長～(午後2時41分)

議長～(午後2時41分)

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時36分)

議長～再開致します。(午後2時37分)

審議の方法は休憩中に特議して載き、それから期間は最終日28日の本会議に報告してもらうように願います。

議長～暫休憩致します。(午後2時38分)

議長～再開致します。(午後2時40分)

本日の議事日程が全部終了致しましたので、これを持ちまして本日の会議を閉じることに致します。尚28日の本会議は定刻午前10時より会議を開きますので御参集願います。

議長～***散会*** (午後2時41分)